

会社法の一部を改正する法律及び会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う経済産業省関係政令の整備等に関する政令案要綱

第一 関係政令の整備

次に掲げる政令について、所要の規定の整備を行うこと。

- 一 中小企業等協同組合法施行令（昭和三十三年政令第四十三号）
（第二十二條、第二十八條第四項及び第二十九條から第三十四條まで関係）
- 二 中小企業団体の組織に関する法律施行令（昭和三十三年政令第四十五号）
（第一條の二及び第七條から第十三條まで関係）
- 三 商店街振興組合法施行令（昭和三十七年政令第三百二十一号）
（第三條、第六條及び第七條第三項から第五項まで関係）
- 四 技術研究組合法施行令（平成二十一年政令第五百十八号）
（第六條、第八條第四項及び第十五條から第二十一條まで関係）

第二 施行期日

この政令は、会社法の一部を改正する法律の施行の日（令和三年三月一日）から施行するものとする。ただし、一部の規定については、会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律附則第二号に掲げる規定の施行の日（令和三年二月十五日）又は会社法の一部を改正する法律附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日から施行するものとする。

（附則関係）